

規約

震災支援ネットワーク埼玉

平成 23 年 9 月 9 日 作成

震災支援ネットワーク埼玉

第1章 総則

(名称)

第1条 当会の名称は、震災支援ネットワーク埼玉（略称 S S N）とする。

(目的)

第2条 当会は、東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故その他の災害等による被災者、避難者、被害者（以下、「被災者等」という。）を支援し、もって被災者等の生活の再建及び被災地の復興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 当会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 被災者等支援のための各種相談会（電話相談も含む。）の開催
2. 被災者等交流会の開催
3. 被災者等支援のための各種情報の提供
4. 被災者等支援のために活動する市民団体、専門家団体、政府、自治体、教育機関等間の協力・連携関係の促進
5. 被災者等自身が経済的・社会的・精神的に再起できるための各種支援活動
6. その他当会の目的を達成するために必要な事業

(事務所所在地)

第4条 当会は、事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(行動原則)

第5条 当会は、以下の原則に則って行動する。

- (1) 当会は、会員個々の活動をより効果的・適切に行えるよう相互の連携・連絡を図るものであって、会員個々の活動を制限するものではない。
- (2) 当会は、東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電事故という緊急事態への

即応と被災者等への支援及び被災地の復興等のために活動するものであって、組織や事業は柔軟に見直していく。

- (3) 当会は、特定の政治信条、宗教のために、また、特定の個人及び団体の営利・利益のために活動するものではない。

第2章 会 員

(会員)

第6条 会員は、個人会員及び団体会員の2種類とする。

- 2 会員となるためには、会員2名の推薦を要する。
- 3 会員となるための入会金及び会費等については別に定める。
- 4 会員は、さまざまな分野・団体からの参加者が当会に集っていることに鑑み、以下の約束事を遵守する。
 - (1) 会員は相互に当会の目的のみを共有することを確認する。
 - (2) 当会の目的・事業・行動原則から外れる行為（相互の誹謗中傷など）は行わない。
 - (3) 会員からの関連行事の情報提供は歓迎するが、それらへの賛同・参加はあくまで各会員個人の責任で行い、当会としては関与しない。
- 5 会員は、事務局に申し出ることで、任意に退会することができる。
- 6 一定期間連絡がとれない会員については、全体会議の判断で退会したものとみなすことができる。

(個人会員の要件)

第7条 個人会員になるためには、以下の要件を必要とする。

- (1) 東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故その他の災害等による被災者等の支援活動を行っている、若しくは行おうとしていること
- (2) 当会の趣旨に賛同できる者であること
- (3) 必要な連絡が取れること

(団体会員の要件)

第8条 団体会員になるためには、以下の要件を必要とする。

- (1) 団体の規約があり、代表者、構成員があること
- (2) 団体内部の意見を調整できる者を、担当者として一人決めることができる者であること
- (3) 東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故その他の災害等による被災者等の支援活動を行っている、若しくは行おうとしていること
- (4) 当会の趣旨に賛同できる者であること
- (5) 担当者と必要な連絡が取れること

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、代表は、全体会議の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令又は当会の規約に違反したとき
- (2) 当会の名誉を棄損し、又は本規約第6条第4項各号の約束事に反すると認められる行為をしたとき

第3章 機 関

(機関の種類)

第10条 当会に次の機関を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計監査
- (4) 事務局
- (5) 全体会議

(代表及び副代表)

第11条 当会には代表2名以内、副代表3名以内を置く。

2 代表は会を代表し、その業務を総括する。

3 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、副代表が代表の職務を行う。

4 代表及び副代表は総会で決定し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計監査)

第12条 当会には会計監査1名を置く。

2 会計監査は、以下の業務を行う。

(1) 当会の財産の状況を監査すること

(2) 会計監査の結果を全体会議（メーリングリストを含む。）に報告すること

3 会計監査は全体会議で決定し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会計監査は全体会議に出席し、意見を述べることができる。

(全体会議)

第13条 当会に会員から構成される全体会議を置く。

2 全体会議は、代表が招集する。

3 全体会議の定足数は特に設けず、委任による参加も、全体会議への出席として認める。委任状はメールによるものでもよいものとする。

4 全体会議の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。

5 全体会議は以下の決定を行う。

(1) 当会の活動方針及び活動内容の承認

(2) 当会の決算・事業報告の承認

(3) 代表、副代表、監事の選任及び解任

(4) 規約の制定及び変更

(5) 当会の解散・合併

(6) その他会員から要望があった事項

6 全体会議は、会員間の連絡をスムーズに行うため、会員からなるメーリングリストを設置する。

7 代表の承認を得て、全体会議のメーリングリスト上での決定を代表会議の決議とす

ることができる。この場合において、メーリングリストに参加していない会員は、書面その他の方法をもって当該決議に参加することができる。

(緊急時の意思決定)

第14条 代表、副代表及び事務局長は、緊急の必要が生じた際には、代表、副代表、事務局員から構成される緊急会議を招集、開催することができる。

2 緊急会議での決定事項は、当会の決定事項としての効力を有する。ただし、決定事項は全体会議での事後の承認を必要とし、全体会議での事後の承認が得られない場合には、決定事項は遡ってその効力を失う。

第4章 事業年度・会計

(事業年度)

第15条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

2 上記の規定に関わらず、2011年3月17日から同年3月31日までの事業は、2011年の事業年度に含まれるものとする。

(収入・会計等)

第16条 当会の事業計画及び収支予算は、代表が作成し、全体会議で了承するものとする。

2 事業報告及び決算報告は、代表が事業年度終了後遅滞なく作成し、全体会議での承認を得なければならない。

第5章 雑則

(事務局)

第17条 当会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局を統括するために事務局長1名を置く。事務局長は代表が任命する。

3 事務局には事務局員若干名及び会計1名を置く。

(残余財産の帰属先)

第18条 当会が解散の際に有する残余財産は、全体会議の議決を経て選任された団体に譲渡することとする。

(実施規則)

第19条 この規約の運営に必要な規則は、全体会議の議決を経て、代表が別に定める。

第6章 附 則

(設立日)

第1条 当会の設立日を2011年3月17日とする。

(施行日)

第2条 この規約は2011年9月9日から施行する。